

内閣参質二一六第四一号

令和七年一月七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員神谷宗幣君提出我が国のカウンターインテリジェンス強化に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出我が国のカウンターインテリジェンス強化に関する質問に対する答弁書

一及び二の前段について

お尋ねの「昭和五十年代と比較して一般論が目立ち、具体的事例やその背景説明が乏しくなっている」及び「過去の警察白書と同様に」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、警察白書の内容については、その時々为社会情勢等を踏まえて記載しているものであるため、お尋ねの「理由」について一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、警察においては、国民への注意喚起等の観点から、中国を始めとする外国による情報収集活動に関する取締りの結果や捜査の過程で解明された事項について、例えば令和六年版警察白書において不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）違反の検挙事例を紹介するなど、適切な公表に努めているところであり、引き続き、外国による情報収集活動に関する取締りの結果や捜査の過程で解明された事項の公表も含め、適切な情報発信に努めてまいりたい。

二の後段について

内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターによる連絡調整の下、政府の各行政機関が、外国情報機関の我が国に対する情報収集活動の状況及び態様に関する情報並びに外国

情報機関の情報収集活動による被害を防止するための方策に関する情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて各方面からの相談への対応や広報啓発活動に取り組んでいるところである。

三について

お尋ねの「有害活動を取り締まるための法の整備」については、様々な議論があるものと承知しているが、政府としては、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化の在り方について不断の検討を行っているものである。